

川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画【概要版】

1 高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画

(1) 施設ごとの方向性、取組の考え方

① 公設施設の再編整備

○ 特別養護老人ホーム

・老朽化が進行していない施設は、現行の指定管理期間が経過した後に、**譲渡又は貸付により民設化**を図る。

施設	内容
夢見ヶ崎 すみよし こだなか 陽だまりの園 しゅくがわら	指定管理期間終了後、 譲渡により民設化 を図る。
ひらまの里	指定管理期間終了後、 貸付により民設化 を図る。
多摩川の里	指定管理期間終了後、 貸付により民設化 を図るとともに、現在、整備を進めている「中原老人福祉センター」の移転後の跡地活用を含め、 建替えによる再編整備に向け検討 を行う。

・老朽化が著しい等、建替えにメリットがある施設、施設規模により経営に課題のある施設は、**建替えにより民設化**を図る。

施設	内容
長沢壮寿の里	現在、整備を進めている「高齢社会福祉総合センター」の移転後、 現地での建替え を進める。

○ 養護老人ホーム 【恵楽園】

・措置施設であり経常収支が厳しいことから、公設施設については**当面指定管理者制度による運営を継続**する。

・老朽化に伴う建替え時期に民設化を図る。

○ 老人デイサービスセンター【さいわい老人デイサービスセンター・多摩老人福祉センター・久末老人デイサービスセンター・井田老人デイサービスセンター】

・現行の利用者が他の事業所において継続してサービスを利用できるよう対策を講じることを条件に、指定管理期間の更新時には、**現施設を廃止**する。

○ 障害者支援施設

施設	内容
れいんぼう川崎	現行の指定管理期間が経過した後に、 譲渡により民設化 を図る。 ※地域リハビリテーションの枠組みにおける専門的支援を提供する施設として、機能の継続について検討する。
柿生学園	老朽化の状況、用地確保の調整を踏まえながら、 現地での建替えによる民設化 を図る。
井田重度障害者等生活施設	指定管理者制度による運営を継続 する。

○ 障害者通所施設(生活介護を提供する事業所(一部例外あり))

・老朽化が著しい等の施設については、老朽化の状況、用地確保の調整を踏まえながら、**建替えによる民設化**を図ることとし、建替えにより生じる用地を活用しながら、計画的に建替え民設化を進める。

施設	内容
くさぶえの家 かじがや障害者デイサービスセンター 御幸日中活動センター	指定管理期間の経過後に、 貸付により民設化 を図る。
ふじみ園 社会復帰訓練所 南部、中部、北部、多摩川の里身体 障害者福祉会館(通所事業所)	指定管理期間の経過後に、老朽化の状況、用地確保の調整を踏まえ、 建替えにより民設化 を図る。
百合丘日中活動センター 井田日中活動センター	行政が関与しながら、地域リハビリテーションセンターとして他の施設も含めた一体的な施設運営を行う必要があるため、 指定管理者制度による運営を継続 する。

○ 障害者通所施設(就労移行支援、就労継続支援のみ提供する事業所)

・民間により質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、**公設施設から民設の就労支援事業等を実施する施設によるサービス提供に移行**し、民間による後継事業所の確保等による調整を進める。

施設	内容
《直営施設》 わーくす「中原・大島」	利用者の通所利便性に配慮したうえで、 事業を廃止 し、民間による後継事業所により、現行利用者が継続してサービス利用ができるよう配慮する。
《指定管理施設》 わーくす「大師・川崎・高津」	当面の間は、現行の施設設備を活用することが可能であることから、原則、 現指定管理期間の終了後に民設化することにより 、現行利用者がサービス利用を継続できるよう配慮する。

○ 障害者グループホーム・福祉ホーム

・民間によって質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、民設の障害者グループホームによるサービス提供に移行させる等により**廃止**する。

施設	内容
陽光ホーム	施設の老朽化の進行度合いや隣接する体育館・プールのあり方の検討の状況等を踏まえ、 廃止の時期等について調整 する。
三田福祉ホーム	隣接する「なしの実」の老朽化に伴う建替え用地として活用することとし、それまでの間は 指定管理者制度を継続 する。

○ その他の施設

・市の継続した関与の必要な施設、給付費のみでは運営が困難である以下の施設

⇒ 引き続き、**指定管理者制度による運営を継続**。

【対象施設】★は、地域リハビリテーションセンター内の施設

- 障害者地域生活支援センター…★井田地域生活支援センター ★百合丘地域生活支援センター
- 障害児入所施設…中央療育センター
- 療育センター…中央療育センター ・南部地域療育センター ・北部地域療育センター
- 身体障害者福祉会館…南体、中部、北部、多摩川の里身体障害者福祉会館(会館機能)
- 障害者情報文化センター…視覚障害者情報文化センター ・聴覚障害者情報文化センター

② 市有地活用による再編整備

○ 市有地を活用している場合は、移転による建替え整備を行うことで、新たな施設整備や、その他施設の建替え用地として計画的に活用。

○ 建替え等により活用可能となっている市有地や、低未利用地の活用等により、福祉施設再編整備を推進。

ア 市営大島住宅福祉施設用地…障害者通所施設「かざぐるま」老朽化による建替え用地として活用。

イ 中原区老人福祉センター用地(移転後)…特別養護老人ホームの整備を基本に、地元の意見を伺いながら検討。

ウ 障害者通所施設(第1・第2やまぶき)用地(移転後)…障害者通所事業所等用地として活用。

③ 民設施設の再編整備

施設	内容
特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 地域生活支援センター 障害児入所施設 療育センター	・各施設の施設運営法人による長寿命化や大規模修繕の取組とともに、老朽化の度合い、施設の耐用年数等を考慮したうえで、建替え等に対する支援を行う。
障害者支援施設	・各施設の施設運営法人による長寿命化や大規模修繕の取組とともに、老朽化の度合い、施設の耐用年数等を考慮したうえで、建替え等に対する支援を行う。 ・「授産学園つばき寮」は、昭和56年の開所から築36年が経過し、施設の老朽化が進行しているため、同時期に同じ敷地に建設された「つつじ工房」と併せて、施設の再編整備を検討。
障害者通所施設 (生活介護を提供する事業所 (一部例外あり))	・各施設の施設運営法人による長寿命化や大規模修繕の取組とともに、老朽化の度合い、施設の耐用年数等を考慮した上で、建替え等に対する支援を行う。 ・「つつじ工房」は、「授産学園つばき寮」と同時期に同じ敷地に建設されているため「授産学園つばき寮」と併せて検討。

④ 進行管理

○ 第1次実施計画については、関連する計画等の進行管理に併せ必要な検証を行う。

○ 計画期間中においても、社会情勢の変化や、高齢者・障害児者に関する制度改正等の状況により、必要に応じ見直しを行う等、本市の高齢者・障害児者福祉施設の再編整備を着実に推進する。